

大田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第19号

大田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大田市情報公開条例施行規則（平成17年大田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を開示する場合又は不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合には、電磁的記録媒体に複製したものの交付の方法により開示を行うことができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。